

将来世代を応援するための緊急提言



子育て三方よし スマイル プロジェクト
「子によし、親によし、未来によし」

全国知事会
次世代育成支援対策プロジェクトチーム
令和2年11月

【Ⅰ 新型コロナウイルス感染症への対策強化】(新規、拡充事項)**1 人権への配慮〈拡充〉****2 認可保育所等への支援**

- ・ 保育所等の臨時休園等に伴う利用者負担額の日割り減免に係る支援 **〔新規〕**
- ・ 放課後児童クラブにおける利用料の減免等に伴うシステム改修費等への支援 **〔新規〕**
- ・ 子どもの成長や発達への影響を踏まえた感染症対策の提示 **〈拡充〉**
- ・ 保育士等キャリアアップ研修の要件緩和 **〔新規〕**

3 地域で子育て支援を行う団体等への支援〈拡充〉**4 インフルエンザワクチンの供給確保〔新規〕****5 学校等の臨時休業期間終了後の対応****6 学生等の採用維持に向けた経済界への要請****7 次世代への投資 **〔新規〕******【Ⅱ 次世代育成支援の抜本強化】(重点、新規、拡充事項)****1 子どもが生まれる前から生まれた後も切れ目なくケアを行うための環境整備**

- ・ 性犯罪・性暴力対策の強化について **〔新規〕** (**重点**:内、警、法、文、厚)

2 幼児教育保育等の充実

- ・ 待機児童解消のための新たなプランによる支援の強化 **〈拡充〉** (**重点**:内、厚)

3 子育てに対する不安を軽減させるための支援の充実**4 若者が未来に向けて展望を描ける社会の構築**

- ・ 地域少子化対策化対策重点推進交付金の制度の抜本の見直し (**重点**:内)
- ・ 未来の展望が描ける支援策の強化

【Ⅲ 困難な環境にある子どもへの支援の抜本強化】(重点、新規、拡充事項)**1 子どもの貧困対策等の強化**

- ・ 生活安定のための支援強化(養育費の履行確保) (**重点**:法)
- ・ ヤングケアラーへの支援強化 **〔新規〕** (**重点**:文、厚)

2 児童虐待防止対策の推進等

- ・ 未然防止のための支援の充実(虐待防止のSNS相談窓口の設置) (**重点**:厚)

3 特別な支援が必要な児童生徒等への支援対策の充実 **〔新規〕**

【 提言 重点事項 】

<p>内閣府</p>	<p>【 次世代育成支援の抜本強化 】</p> <p>1 性犯罪・性暴力対策の強化〔新規〕 [提言：Ⅱ1 ①③④]</p> <p>2 待機児童解消のための新たなプランによる支援の強化〈拡充〉 [提言：Ⅱ2(1)①]</p> <p>3 地域少子化対策重点推進交付金の制度の抜本見直し [提言：Ⅱ4(1)]</p>
<p>法務省</p>	<p>【 次世代育成支援の抜本強化 】</p> <p>1 性犯罪・性暴力対策の強化〔新規〕 [提言：Ⅲ1 ③④]</p> <p>【 困難な環境にある子どもへの支援の抜本強化 】</p> <p>2 生活安定のための支援強化(養育費確保) [提言：Ⅲ1(6)]</p>
<p>文部科学省</p>	<p>【 次世代育成支援の抜本強化 】</p> <p>1 性犯罪・性暴力対策の強化〔新規〕 [提言：Ⅱ1 ①③④]</p> <p>【 困難な環境にある子どもへの支援の抜本強化 】</p> <p>2 ヤングケアラーへの支援強化〔新規〕 [提言：Ⅲ1(7)]</p>
<p>厚生労働省</p>	<p>【 次世代育成支援の抜本強化 】</p> <p>1 性犯罪・性暴力対策の強化〔新規〕 [提言：Ⅱ1①②③④]</p> <p>2 待機児童解消のための新たなプランによる支援の強化〈拡充〉 [提言：Ⅱ2(1)①]</p> <p>【 困難な環境にある子どもへの支援の抜本強化 】</p> <p>3 ヤングケアラーへの支援強化〔新規〕 [提言：Ⅲ1(7)]</p> <p>4 未然防止のための支援の充実(虐待防止のSNS相談窓口の設置) [提言：Ⅲ2(1)]</p>

提言 重点事項 法務省

【 将来世代が希望をかなえられる社会を目指した提言 】

1 性犯罪・性暴力対策の強化〔新規〕

〔 提言：Ⅱ1 ③④ 〕

【 誰ひとり取り残さない社会を目指した提言 】

2 生活安定のための支援強化(養育費確保)

〔 提言：Ⅲ1(6) 〕

1 性犯罪・性暴力対策の強化〔新規〕

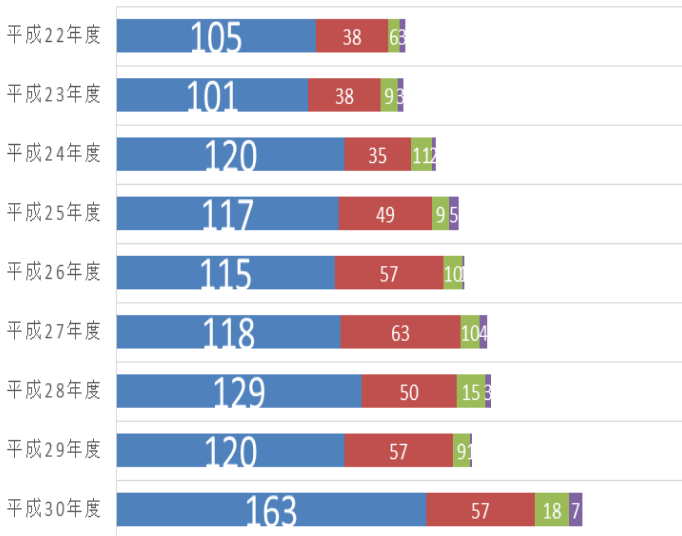
〔 提言：Ⅱ1 〕

子どもを性犯罪の被害から守るための対策強化

③ 犯罪履歴確認制度の導入 ④ 性犯罪・性暴力被害を防止するための教育や啓発の充実

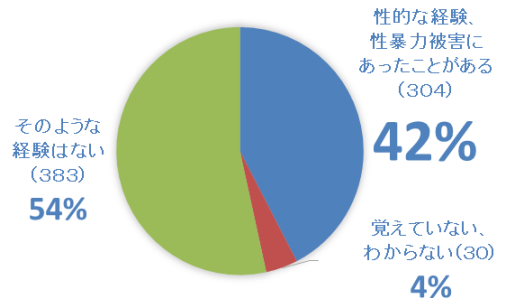
わいせつ行為等に係る懲戒処分(公立)

■ 免職 ■ 停職 ■ 減給 ■ 戒告



出典:公立学校教職員の人事行政調査文部科学省

(1) 学校の教師から、在学中または卒業後に性的な経験、性暴力被害にあったことはありますか



(1)の性的な経験、性暴力被害の内容 内訳 (複数回答)

・体や容姿に関すること或いは性的な発言・会話をされる	41.1%	(204件)
・体を触られる、触らせられる	29.2%	(145件)
・衣服をめくられる、触られる	8.5%	(42件)
・性的な行為をされる、させられる	7.7%	(38件)
・自分の姿を撮影される、させられる	4.8%	(24件)
・性的な画像を見せられる	2.8%	(14件)
・その他	5.8%	(29件)

出典:性犯罪に関する刑事法検討会 委員提出資料 教師による生徒への性的経験・性暴力被害アンケート集計結果(2020年5月)

現状

- 教師がわいせつ行為等により、懲戒免職を受けた件数は、増加傾向にあり平成22年度と比較し、平成30年度は1.5倍となっている。(公立学校教員)
- ベビーシッターを行っている男性が、強制わいせつ容疑で逮捕されるなどの事件も発生しており、子どもを性犯罪から守る制度の構築や取組が不十分である。
- 現行の教員免許法では、懲戒免職処分を受けたことや、禁固刑以上の刑の確定により免許を失効するが、3年後(または刑の効力失効後)に免許の再取得が可能となっている。また、保育士については、取り消しから2年後に再登録が可能となり、放課後児童支援員は、認定取り消し後の確認等についてガイドラインでは求めている状況となっている。

今後に向けて

- 子どもを性犯罪から守るため、教員免許の再取得について制度的な見直しを行う必要がある。また、保育士資格及び登録制度、放課後児童支援員の認定制度等においても同様の見直しが必要である。
- ベビーシッターマッチングサイト運営事業者の責任の明確化や、指導監督基準を定め、指導監督を行う必要がある。
- 官報情報検索ツールの検索期間を延長しても、婚姻等により氏名が変更した場合は把握ができないため、新たな全国統一の対応が必要がある。
- 諸外国で導入されている犯罪履歴確認制度を参考とし、性犯罪の再発防止に向けたシステムを構築する必要がある。

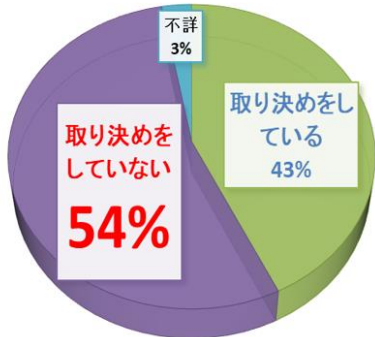
2 生活安定のための支援強化(養育費確保)

[提言:Ⅲ1](6)

養育費の履行確保に向けた取組が一部の自治体において実施。国においても、父母の離婚後の子の養育の在り方について検討が進められている

国による履行確保の強化に向けた具体策の提示、地方の取組への支援

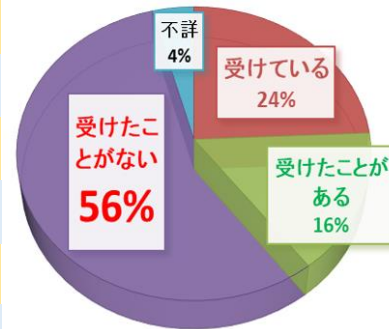
養育費の取り決めをしている割合 (母子家庭)



養育費の取り決めをしていない理由

相手と関わりたくない	31.4%
相手に支払う能力がないと思った	20.8%
相手に支払う意思がないと思った	17.8%
取り決めの交渉がわずらわしい	5.4%
取り決めの交渉をしたが、まとまらなかった	5.4%
その他の理由	19.2%

養育費の受給状況 (母子家庭)



出典:H28年度 全国ひとり親世帯等調査

現状

- 養育費の確保のためには、
 - ・養育費は子どものためのものであるという認識を高めること
 - ・離婚する前からの周知や当事者からの相談に応じることが重要である。
- 海外では、養育費の取り決めが法的義務とはされていない国が多いが、その場合も離婚のために裁判手続きを経る過程で、取り決めされている。日本では、国レベルでの養育費の制度が整っておらず、都道府県レベルでの取組は約9割が相談・啓発事業となっている。(一部の自治体で積極的な養育費の不払い対策を実施)

【自治体の取組事例】

◇明石市

- ・ 養育費確保パイロット事業(平成30年11月～)
 - 養育費の一部を立替払する事業を3年間のモデル事業として実施。
- ・ こどもの養育費緊急支援(令和2年7月～)
 - 新型コロナウイルス感染拡大の影響による緊急対策として、市が義務者に支払いを働きかけ、不払いの場合は市が1か月分(上限5万円)を立替・督促・回収

◇東京都(令和2年度～)

- ・ 養育費確保支援事業
 - 区市町村が、ひとり親家世帯が養育費保証会社と保証契約を締結する際に要する保証料を負担する場合に、保証料(養育費の月額)の1/2を対象経費として補助。

今後に向けて

- 法務省や厚生労働省で進められている養育費の支払が滞らないようにする仕組の構築、国による養育費の立て替え制度の早急な創設や所要の法改正が必要である。
- 自治体レベルでの関わり、取組が重要であり、都道府県、市区町村の取組への国の支援が求められる。